

第 21 期
大分海区漁業調整委員会
第 25 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 2 年 1 2 月 1 5 日 (火) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階研修室

第21期大分海区漁業調整委員会第25回委員会議事録

1. 開催日時 令和2年12月15日(火) 午後2時
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一
内田 健 (会長、議長)
疋田 一 則
阿部 義 広
石田 清
川島 富 男
小野 裕 佳
山尾 和 久
日隈 邦 夫
須川 直 樹
渡邊 英 敏
鳴海 盛 彦
小松 兼 丸
藤本 昭 夫

欠席委員 山下 博 美

事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、堀切主任

農林水産部 景平審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 佐藤主査

水産振興課 高野課長、倉橋課長補佐、野田主任
4. 議事録署名委員 小野裕佳委員、小松兼丸委員
5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 宝石さんごの採捕禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

6. 審議概要

事務局長 事務局の大塚です。それではただいまから、第21期第25回大分海区漁業調整委員会を開会します。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、15名中14名の委員さんが出席しており、過半数に達していますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立していますことをご報告します。

本日は景平審議監が出席されていますので、ご挨拶を申し上げます。

景平審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、配布しています資料の確認をします。まず、表紙に議案書と書かれたものを1部、それと右上に資料と書かれたものを①から③までお配りしています。

資料はおそろいでしょうか。

それでは、大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっていますので、内田会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。本日は、小野裕佳委員と小松委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」をお諮りします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の3ページをお開きください。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」ご説明します。

宝石さんごは、中国等での需要の高まりを受けて価格が高騰しており、本県においても宝石さんごを対象とした採捕が行われれば、貴重な資源の減少や漁業調整上のトラブルの発生が懸念されることから、水産庁の技術的助言に基づき隣県と協調して規制を強化するものです。

なお、大分県漁業協同組合長からも宝石さんごの採捕を禁止する委員会指示を发出してほしい旨の要望書が提出されており議案書の4ページに掲載しています。

資料①をご覧ください。これが平成27年10月に水産庁から发出された「国内の宝石サンゴ資源の管理について」の技術的助言です。

中程にある「1.背景」のところでアンダーラインで示していますが、宝石さんごは1年間で0.2mm程度しか成長しない、すなわち、1cm成長するのに50年を要することになり、一旦、資源が減少してしまった場合には、その回復に非常に長い時間がかかるという生物学的特徴があります。

このような宝石さんごを狙って、平成26年頃から多数の中国船が小笠原水域で操業し、問題となったことから、宝石さんごの適切な管理を進めるためにこの技術的助言がまとめられたものです。

2ページをお開きください。一番上の「2.漁獲努力量の凍結について」ですが、現行許可制又は許可制導入を検討している都道府県を対象としたもので、(1)現状以上の数の許可を発給しないなど、総漁獲努力量が増えない措置をとることとする。とあります。

3ページをご覧ください。「6.一般採捕の禁止」ですが、さんご漁業を除く漁業及び遊漁による宝石さんごの採捕について、現在、規則に基づく規制が設けられていない場合、速やかに関係海区委員会の指示で禁止するなどの措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行う。とあります。

本県ではさんご漁業の実態はなく、許可制に移行する予定もありませんが、農林水産研究指導センター水産研究部が過去に行った調査により、宝石さんごの存在が確認されていることから、「6の一般採捕の禁止」に基づき平成28年から委員会指示の発出をお願いしてきたものです。

5ページをご覧ください。全国の状況について掲載しています。

これを見ますと、平成27年度以前に許可制を導入していた青色の東京、高知など5県は制限又は条件の見直しや期間短縮などの管理の強化、水色の和歌山県は新たに許可制の導入、本県を含めた黄色の10県は委員会指示による規制を導入しています。なお、赤色の福岡県、佐賀県について管理の強化が不要との判断をしています。

議案書の5ページをお開きください。

委員会指示案を掲載しています。

この指示は、漁業及び遊漁に関わらず、宝石さんごの採捕を大分県海域で禁止するものですが、5行目に「ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りではない。」としています。

漢数字1で宝石さんごの定義として、アカサンゴ、モモイロサンゴ、シロサンゴの生体及び死骸としています。漢数字「3」の承認の対象者ですが、承認の対象者となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者で、取扱要領で国若しくは地方公共団体、独立行政法人若しくは大学に限定しています。

漢数字8では承認を受けて採捕した宝石さんごの譲渡又は販売の禁止を規定し、9では混獲等により採捕した宝石さんごの所持又は販売

を禁止するものです。漢数字12の指示の有効期間は令和3年1月1日から同年12月31日までの1年間としています。

6ページからは、宝石さんご採捕承認等事務取扱要領を掲載しています。

なお、有効期間を変更した他は、指示の内容は変更されていません。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか。

よろしいですか。他にご意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発動することに、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

議 長 次に「その他」として報告事項が3件あります。「大分県特定水産資源の採捕の停止に関する規則」及び「大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」の制定について事務局から報告してください。

事務局長 議案書の17ページをお開きください。令和2年12月1日に施行した「大分県特定水産資源の採捕の停止に関する規則」及び「大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」について、担当する水産振興課から概要についてご報告申し上げます。

水産振興課 漁業法の改正に伴い、令和2年12月1日に施行した、「大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」及び「大分県特定水産資源の採捕の停止に関する規則」の概要について、ご報告致します。

野田主任 なお、両規則の制定にあたっては、10月1日から10月31日までパブリックコメントを実施いたしましたが、県民の皆様からのご意見はございませんでした。また、海区別説明会において、関係者へ事前に説明を行い、制度の周知を図ったことを申し添えます。

資料②の右上をご覧ください。

今回制定した2つの規則は、前回の委員会でお諮りさせていただいた大分県資源管理方針の内容を実行するために必要なものであり、正確な

漁獲量の把握と漁獲可能量の遵守を目的としております。

まず、漁獲量等の報告規則についてです。

同規則は、正確な漁獲量の把握のために漁業法第 26 条と 30 条の規定に基づき、制定したものです。

これまでも海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC 法）に基づく報告の規則がございましたが、今回制定した新たな報告規則と従来の報告規則の主な変更点は、これまで「まあじ」、「まいわし」、「まさば及びごまさば」について、本県でそれらの魚種を漁獲する主要な漁業種類である中型・小型まき網漁業にのみ課していた報告義務を、全ての漁業者へ拡大させた点です。なお、くろまぐろについては、これまでどおり全ての漁業者に報告して頂く予定です。

また、報告して頂く魚種に変更はありませんが、従来の報告規則から新しい報告規則に基づく報告へ切り替わるタイミングが魚種ごとに異なっており、「まあじ」、「まいわし」は R3 年 1 月 1 日から、「くろまぐろ」は R3 年 4 月 1 日から、「まさば・ごまさば」は R3 年 7 月 1 日から新しい報告規則による報告が始まります。それまでは、改正漁業法附則第 28 条の規定に基づき、従来の報告規則による報告を行って頂きます。

続いて、採捕停止に関する規則についてです。

同規則は本県に割り当てられた漁獲可能量を漁業者の方に遵守して頂くために改正漁業法第 33 条の規定に基づき、制定しました。

この規則の対象は、国から数量配分が行われる「まあじ」と「くろまぐろ」となる予定です。本県の漁獲量が積み上がり、本県に割当られた漁獲可能量を超える恐れが高まった場合に、採捕停止命令を発出することになります。

なお今後国により、特定水産資源として新しい魚種が追加され、同魚種が本県で漁獲されている場合には、本県の規則の対象となる魚種も今後追加されることになります。

資料の 2 ページに新しい報告規則、5 ページに採捕停止命令の規則の本文の告示文を載せています。

以上で私からの説明を終わります。

議 長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。

渡 邊 委員 アジはマアジだけが対象で良いんですね。私達はゼンゴと言うのですが、小さいアジも対象となるのですか。

野田主任 小さいアジも対象となります。また、あくまでマアジが対象ですので、例えばマルアジ等は対象外となります。

議長 次に「別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認について」事務局から報告してください。

堀切主任 議案書18ページをお開きください。
第23回委員会での報告の後、12月8日までに計2件の申請を承認しており、累計で402件となっています。
次の19ページにその内訳を載せています。令和2年度の累計欄をご覧ください。県漁協関係が164件、遊漁船業団体が2件、船釣り団体が229件、協定団体未加入者が7件でございます。
一番下の合計欄をご覧くださいと思いますが、過去4年間の承認件数を比較いたしますと、年々、少しずつ減少してきている状況です。また、20ページには船釣り団体の内訳、21ページには、平成22年度からの実績を掲載しています。以上でございます。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。
ご質問はないようですので、次に「各種会議の開催状況について」事務局から報告してください。

事務局長 資料③をご覧ください。
まず、連合海区漁業調整委員会と広域漁業調査委員会でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止により、県庁や姫島村においてウェブ会議で開催しております。
伊予灘連合海区は9月15日に開催されまして、小型底びき網やたこつぼ、たる流し、きす流し刺網、ごち網のそれぞれの委員会指示につきましては、例年と同じ内容で問題なく承認されています。
次に、周防灘三県連合海区が9月24日に開催されまして、小底第3種貝桁網の操業始期など、例年と同じ内容で問題なく承認されております。
次に、豊予連合海区が10月15日に開催されまして、まき網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業の協定又は覚書が無事締結されています。
続きまして2番目、広域漁業調整委員会についてです。太平洋広域漁業調整委員会が12月2日に開催され、小野副会長に出席していただきました。委員会では太平洋クロマグロに関する委員会指示等について審議されました。
続きまして、瀬戸内海広域漁業調整委員会が12月14日に開催され、藤本委員に出席していただきました。委員会では太平洋クロマグ

口に関する委員会指示等について審議されました。

両広域漁業調整委員会につきましては、3月にも予定されておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして3番目、全漁調連ブロック会議です。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議となっております。

九州ブロック会議が11月26日に開催され、各海区からの要望事項等が承認されました。なお、次期の九州ブロックの役員として大分海区は監事候補に選出されております。また、来年度は沖縄県での開催となります。

次に西日本ブロック会議ですが、12月7日に開催され、各海区からの要望事項等が承認されました。来年度は和歌山県での開催となります。

最後になりますが、4番目の大分海区漁業調整委員会でございます。本日、第25回の委員会でございますが、来年2月に第26回委員会を、3月に第27回委員会を予定しています。議案につきましては、例年同様の委員会指示の発出の予定です。

各種会議等についての報告は以上です。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。

ご質問はないようですので、以上で予定していた議案は終わりましたが、何かこの機会にご意見等がありましたらお伺いしたいと思います。ありがとうございます。

日隈委員 宝石さんごですが、議案書5ページの委員会指示案にあります意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止ですが、意図しないで獲れた宝石さんごはどうするんですか。

事務局長 所持と販売が禁止ですので、海に戻して頂くことになります。

議長 他にご意見等ありませんか。なければ、これをもちまして本日の委員会を終了します。

事務局次長 ご審議お疲れ様でした。

次回の委員会は、来年の2月頃を予定していますのでよろしくお願いいたします。

以上、第21期第25回大分海区漁業調整委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和2年12月15日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員